

2009年12月25日制定
2010年10月 1日改訂
2011年10月 1日改訂
2012年 5月 1日改訂
2014年 1月 1日改訂

あいのて 会則

第1章 総則

(名称)

第1条

- 1、本会は「あいのて」と称する。
- 2、活動内容を明確にする等、便宜的に「あいのて 支援ネットワーク」と表記出来るものとする。
- 3、日本国外に於いては、「AINOTE」または、「The A.N.T. Relief Network」と表記する。

(事務局)

第2条

- 1、本会は、本部事務局を千葉県野田市野田651-Dに置く。
- 2、本会は、総会の決議を経て必要の地に支部を置く事が出来る。
- 3、本会は、本会東北支部として、2011年10月より、東北支部事務局を宮城県本吉郡南三陸町志津川字平井田98に置く(2011年10月改訂)
- 4、本会は、東北支部事務局を、2012年5月、同町志津川字御前下38-7に移設する。(2012年5月改訂)
- 5、本会は、2013年12月、本部事務局を宮城県本吉郡南三陸町志津川字御前下38-7に移設する。但し、便宜上、「あいのて東北支部」の名称を引き続き使用する事が出来る。(2014年1月改訂)
- 6、本会は、2014年1月、旧本部事務局を野田支部と定め、事務局を千葉県野田市野田651-Dに置く。(2014年1月改訂)

(目的)

第3条

- 1、本会は、支援活動、救済活動と言った、いわゆる「ボランティア」と呼ばれる活動をしている方と、

その活動に賛同し、支援をしたいと言う方との架け橋となったり、ボランティア活動を様々な形で支援することで、「自分よりも他の人の為に力になろう」という気持ちを、できるだけ多くの方に持って頂くことを目的とする。

2、本会は、災害時にボランティア活動ができるノウハウを蓄積し、人材の育成を図り、ネットワーク化するとともに、被災地の救援活動や、安心して安全な社会を構築する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(活動の種類およびその事業の種類)

第4条

1、本会は、本会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) イベント事業(交流会・コンサート等の開催)
- (2) チャリティ事業(募金・支援物資収集等の活動)
- (3) 人材派遣事業(ボランティア・コーディネーター等の派遣)
- (4) 人材育成事業(ワークショップ・スタディツアーの実施)
- (5) 情報収集事業(ボランティア団体・個人支援者等との情報交換)
- (6) ネットワーク化事業(ボランティア団体・個人支援者等とのネットワーク化)
- (7) 会の運営に必要な寄付金などの公募
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条

1、本会の目的や事業に賛同し、協力する者を会員とし、次の種別とする。

- (1) 支援ネットワーク登録者 本会の目的に賛同して登録した個人。
- (2) メンバー(活動会員) 本会の事業を賛助するために活動する個人。

(入会及び会費)

第6条

- 1、本会の会員になろうとする者は、所定の登録手続きをすることによって会員となることができる。
- 2、会費は徴収しないものとする。(2010年10月改訂)

(退 会)

第7条

- 1、会員は、退会の意思を代表に告げることで任意に退会することができる。
- 2、会員がいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。
 - (1) 本人が死亡したとき
 - (2) 登録確認の際に連絡が無いとき

(除 名)

第8条

- 1、会員がいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。
 - (1) 会則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第9条

- 1、本会は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第10条

- 1、この団体に次の役員を置く。

(1)理事 3人以上

(2)監事 1人以上

2、理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第11条

- 1、理事は、理事で選任し、総会に報告する。
- 2、理事長、副理事長は、理事会において互選により定める。
- 3、監事は、総会で選任する。
- 4、監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第12条

- 1、理事長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- 2、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3、理事は、理事会を構成し、この会則の定め、総会および理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4、監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査する。
 - (2) 団体の財産の状況を監査する。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、団体の業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告するために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は団体の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第13条

- 1、役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2、補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
- 3、役員は、辞任または任期満了の後においても第10条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第14条

- 1、役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のためにその職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第4章

(会議の種別)

第15条

- 1、本会の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条

- 1、総会は、メンバー(活動会員)をもって構成する。
- 2、理事会は、理事をもって構成する。
- 3、監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第17条

1、理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算の作成並びにその変更
- (2) 会費の額
- (3) 理事の選任、解任、報酬、職務
- (4) 総会に付すべき事項
- (5) その他総会の運営に関する必要な事項

2 総会は、この会則に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(会議の開催)

第 18 条

1、通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2、臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求があった場合。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。
- (3) 第 12 条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集があった場合。

3、理事会は、次のいずれかに該当する場合には開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合。
- (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。

(招集)

第 19 条

1、総会および理事会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2、総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面を、開会日の2週間前までに発して行わなければならない。

3、理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面または、E-mailをもって、開会日の1週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではな

い。

4、前条第2項第1号もしくは第2号または前条第3項第2号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(会議の運営方法)

第20条

1、総会および理事会の運営方法はこの会則に定めるほか、別に定める規定による。

(定足数)

第21条

1、総会は、活動会員が10名以上出席した場合開会する。

2、理事会は、理事が3名以上出席した場合に開会する。

(議決)

第22条

1、総会および理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2、総会および理事会において、第19条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3、議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第23条

1、総会に出席しない活動会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2、やむを得ない理由のため理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面

をもって表決することができる。

3、第1項の代理人は、別に規定で定める代理権を証する書面を会議ごと議長に提出しなければならない。

4、第1項、第2項及び第24条の規定により表決権を行使する構成員は、第21条および前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(書面等による議決)

第24条

1、理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面または、E-mailにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第25条

1、本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第26条

1、本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、翌年の12月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 27 条

1、本会の事業計画および収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第 28 条

1、本会の事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表は、理事長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

第6章 会則の変更、解散等

(会則の変更)

第 29 条

1、この会則は、総会において出席した活動会員の過半数の議決を経なければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第 30 条

1、本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2、前項の第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した活動会員の3分の2以上

の議決を経なければならない。

(合併)

第 31 条

1、本会は、総会において出席した活動会員の3分の2以上の議決を経なければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第 32 条

1、本会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した活動会員の過半数の議決を経て選定された活動会員に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 雑則

(事務局)

第 33 条

- 1、本会は、事務を処理するため事務局を置くことができる。
- 2、事務局の組織運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第 34 条

- 1、本会の公告は、本会の掲示場所に掲示して行う。

(実施規則)

第 35 条

- 1、この会則の実施に関しては必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この会則は、団体の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の月会費は、第6条の規定にかかわらず、以下の金額とする。

月会費 3000 円

3 本会の設立当初の役員は、第 11 条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長 新井 智之

副理事長 加藤 仁

副理事長 北野 恵

理事 青崎 陽子

理事 荻原 薫

監事 高橋 正弘

4 本会の設立当初の事業年度は、第 26 条の規定にかかわらず、成立の日から2010年12月31日までとする。

5 本会の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第 27 条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 本会の設立当初の役員任期は、第 13 条の規定にかかわらず、成立の日から2013年12月31日までとする。